

書評

中国における司法の自律性と裁判官の「質」に関する一考察
——拙著『現代中国刑事裁判論』に対する高見澤磨氏の書評に答えて

坂口 一成

1 はじめに

本稿は、拙著『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』（北海道大学出版会、2009年）（以下、「拙著」と呼ぶ）に対する高見澤磨氏の書評（本誌11号所収）に回答しようとするものである。本題に入る前に、まず書評の労を執っていただいた高見澤氏、および応答の場を設けていただいた本誌編集委員会にお礼を申し上げたい⁽¹⁾。なお、拙著および高見澤氏の書評（以下、それぞれ「評者」、「書評」と呼ぶ）からの引用は、紙幅の都合上、必要最小限にとどめる。煩瑣となり恐縮ではあるが、詳細については原文を参照されたい。

さて、評者の指摘は多岐にわたる。本稿ではその中でも特に自律的な司法への展望に関する論点について、回答を試みたい。というのも、この論点は拙著の論旨に深く関わり、しかも筆者の研究の歩を進めうる問題提起と考えられるからである。それは具体的には、拙著Ⅱ部に対して投げかけられた、第1および第2の疑問である。前者は「党の指導」がある限り司法の自律性は獲得できないのか、とするものであり、後者は「裁判官の質が向上し、その人事管理にもかなりの専門性が必要となった場合にも党の指導が具体的な統制として及ぶのか、法曹独自の空間を形成するのか」とするものである（書評112～113頁参照）。

なお、これら以外の指摘も、筆者の今後の研究ないしは論文執筆にとって有益な助言であり、しっかりと咀嚼し、消化吸収していきたいと考えている。もっとも、それらの中には特に補足しておく必要があると思われる点がある。そこで、上の論点については改めて2で検討することとして、以下ではまず、必要最小限の補足をしておきたい。

まず、Ⅱ部に対する第3の疑問についてである。筆者も「治安の維持が政権の統治の正統性にとって肝要であることは普遍的なこと」（書評113頁）であると考えている。私見では、中国の独自性はそこではなく、政権が裁判の内容それ自体にまで直接的な（政治的）責任を負わなければならない点にある（拙著362頁参照⁽²⁾）。この点、日本では裁判官が独立して裁判を行うとされている以上、（少なくとも理屈の上では）裁判の内容と「政権の統治の正統性」の問題とは直接には結びつかない（あるいは、切り離しうる）と考えられる⁽³⁾。

このほかにも次の4点を補っておきたい（対応する評者の指摘は、①については書評111頁に、②については114頁に、③④については115頁にある）。①拙著の原型となった博士学位請求論文

の提出時期は2005年12月である。②筆者の違憲判断の根拠条文は、全国人民代表大会常務委員会（以下、それぞれ「全国人大」、「常委会」と略す）の立法権限に関する78年憲法25条3号および82年憲法67条3号である（それぞれ初出時（拙著65・108頁）に示した）⁽⁴⁾。③「俺たち」、「お前ら」の原語は「我們」、「你們」である。④「整治」については同192頁注29（4.2.1）で説明した。もっとも、評者が指摘するように索引にこの項目を立てるべきであった。

2 自律的な司法への展望をめぐる2つの問題

拙著Ⅱ部に対する評者の第1および第2の疑問は、筆者なりに理解するところ、（1）「党の指導」の下で司法は自律的でありうるのか、またもしそれが可能だとして、（2）裁判官の「質」が向上すれば司法は自律性を獲得できるのか否か、と捉え直すことができる。以下、順に検討したい（以下の（ ）内の頁数等は、特に注記のない限り拙著を指す）。

2.1 「党の指導」と自律的な司法の両立可能性

この点については、拙著にて両立可能性があることに言及した（6～7頁参照）。すなわち、一般論として具体的事件の裁判に対する「党の指導」にも様々なバリエーションを考えることができる。そして、一部の中国の論者が構想するように、それを形式化（ないしは形骸化）することにより、司法の自律性を高めるというシナリオはありうると考えている。

例えば、「憲法および法律は党の指導の下で、全国の人民が全国人民代表大会および同常会を通じて制定したものである。人民裁判所が独立して裁判し、法律にのみ従うことは、党の指導に従うことであり、『54年』憲法の記述「人民裁判所は独立して裁判し、法律にのみ従う」（78条）を復活させたからといって人民裁判所を党の指導から離脱させる問題は生じない」⁽⁵⁾とする主張である。この立場によれば、裁判所が「党の指導」を受けて制定された法律に従って裁判しさえすれば、「党の指導」に従ったことになる⁽⁶⁾。この場合、「党の指導」は全国人大・同常会委員会の立法過程には及ぶが、裁判過程には直接的には及ばない、ということになる。

もっとも、この立場を実際に貫徹するためには、大きな問題が残っている。それは党による幹部管理システム（いわゆる中国版ノメンクラトゥーラであり、「党管幹部原則」と呼ばれる）である⁽⁷⁾。というのも、裁判官の任免権は、憲法・法律上原則として人大・同常会にあるが、実際にはこのシステムにより党が掌握しているため、裁判官はその意向に抗いがたいからである。したがって、これは裁判に対する「党の指導」としては間接的なものといえるが、実際には裁判への直接的な「党の指導」（さらには党中央も禁止するような干渉⁽⁸⁾）の実効性を担保しており、その中核装置と位置づけるべきものである⁽⁹⁾（以上について5.3.1参照）。そのためか、このシステムに対する改革論も、せいぜいその制限に留まっているように見受けられる⁽¹⁰⁾。

ところが、こうした中で近年、張千帆（北京大学教授）はその廃止を明示的に説く。すなわち、「伝統的執政モデルの主な問題は、執政党が性質の異なる統治過程を区別せず、各級幹部を全面的に指導し、かつ、政府各部門の事務に直接干渉していることである。こうしたモデルは法治建設にマイナスである。なぜなら、法治は執政党が立法機構を指導し、法律の形式で国家の大政方針を

確立することしか要求せず、法律の解釈・執行過程に干渉すること、また組織系統を通じて大小役人の人事任免を直接統制することではないからである。法治を実現するためには、行政および司法を含む法過程は必ず基本的なインテグリティを維持しなければならない。このため、執政党は必ず自己の活動領域を制限し、執政モデルの転換を成し遂げ、全てを覆う『党管幹部』から限りある『党管立法』〔党は立法を管理する〕へと移行しなければならない⁽¹¹⁾、と。

このように張は統治過程を質的に区別し、「党の指導」を立法活動に限定し、党による幹部管理システムの放棄を説く。これは現時点において、「党の指導」の形式化（形骸化）を最も徹底した主張と思われる。

2.2 裁判官の「質」の向上と司法の自律性

まず、筆者も所論の「人類の歴史においては、先に法の政治に対する自立性や自律性の原則があったからそのようになったのではなく、法にたずさわる人々が少しずつ自分たちの陣地を拡げてきたという側面」はあると考える。そして中国において、裁判官の「質」が向上し、将来的に「法曹」という社会グループが形成され、「政治や法の既存の構造を少しずつ崩〔し〕」、その結果、既存の裁判統制メカニズムが弱体化し、さらには解体されるというシナリオはありうると考える（以上について書評113頁参照）⁽¹²⁾。

ただし、そのためにはいわゆる裁判官の「質」の内容⁽¹³⁾についての転換が、少なくともその過程のどこかの時点で成し遂げられることが不可欠ではないかと考える。というのも、現在当局が求めている裁判官の「質」が向上したとしても、党の指導が具体的な統制として及ばない、自律した裁判過程の形成には、ストレートにはつながらないのではないか、と考えられるからである。その理由は以下のとおりである。

まず、裁判過程が政治過程と区別され⁽¹⁴⁾、裁判とは自律的な法のプロフェッショナルが行うべき作用であるという前提に立てば、裁判官に求められる「質」はそうした法のプロフェッショナル性となる。だとすると、そうした「質」が高まっていけば、裁判過程が（それとは質的に異なるとされる）政治領域から自立した自律的空間になることにつながっていくと考えられる⁽¹⁵⁾。

しかし、私見では中国法はこうした前提に立っているとはいえない⁽¹⁶⁾。中国の場合、そもそも「法」は自律的なシステムとはなっておらず、政治・権力に従属しており（「政策は法の魂である」）、法には独自法則性が認められていない（378頁参照）。また、裁判過程は政治過程と区別されておらず⁽¹⁷⁾、「刑事政策的課題を超えた、安定を第一とする『改革・発展・安定』への奉仕、という政策課題の実現を直接の目的とすることが裁判に期待されている」（356頁）。

実際、中国においてはこうしたことを反映し、「人民裁判所長、特に高級人民裁判所長はまずは政治家でなければならない」（王勝俊・最高裁長官）といわれるように、エリート裁判官は「政治家」でなければならないとされる（358頁参照）。そして羅殿龍（広西チワン族自治区高級人民裁判所党グループ書記・所長・2級大法官）によれば、「それ〔政治家の思惟〕は、全ての事柄について政治効果、つまり政治上の得失を第一位として問題を分析・処理する思考様式である。現在、法および司法は政治を超えるものだとする考えがある。私見では、これは誤っている。……党の執政能力を高め、党の執政の地位を打ち固め、党の執政の使命を履行し、人民司法の人

民性を把握し、憲法・法律の權威を維持することを出発点とし、『3つの至上』を裁判所の各業務に具現化しなければならない⁽¹⁸⁾。

つまり、そこで裁判官に求められている「質」は、単に「法」のプロフェッショナルであるかだけではなく、政策課題を実現する「政治家」としての能力をも含むものであり、さらにエリートクラスにおいては後者がより重要とされる⁽¹⁹⁾。しかも、その「法」には独自法則性が承認されていない。だとすると、こうした（当局の求める）裁判官の「質」が向上したとしても、ストレートには裁判過程の自立性・自律性の獲得にはつながらないと考えられる。それどころか、「政治家」の側面が強調されれば、むしろ統制がより強化されることもありうる。

したがって、上のシナリオが実現されるためには、こうした裁判官に求められる「質」の転換が、少なくともどこかの時点で達成されなければならないと考えられる⁽²⁰⁾。

3 おわりに

上述（2.2参照）のように、裁判官に求められる「質」は、それ単独で存在するわけではなく、主に裁判の目的（裁判観）、そしてさらには法の本質に規定されるものと考えられる。だとすると、その「質」の転換のためには、これらのモデルチェンジ〔転型〕が必要となる。これは中国法にとって、いわば文明史的と呼ぶほどの転換を意味することになると考えられる⁽²¹⁾。

果たしてどうなるか。「統治の道具から市民の権利へ」という法のモデルチェンジの胎動が感じられる今日において⁽²²⁾、それは全くの夢物語であるとはいえないであろう（なお、書評113頁もこの点を示唆する）。また、実際に大学等でそうしたものとして「法」を学んだ者、とりわけ法律家は増えていると思われる⁽²³⁾。そうすると、所論のように「〔そうした〕『法曹』という社会グループ形成の可能性（政治や法の既存の構造を少しずつ崩す可能性を含めて）」（書評113頁）を直ちに否定することはできない。

とはいえその一方で今日、「法律効果と社会効果の有機的統一」や「能動司法」といったスローガンが大いに喧伝されている。評者が別の論稿で指摘するように、「『能動司法』や社会的効果までも考慮して活動する司法においては、これ〔定められた手続に従って事実を認定し、認定された事実に対して法を適用することで正義を実現する……判定者としての裁判官〕を指すものと解される〕だけでは、良い評価を得られない恐れがある。統治の総責任者である党のもとでよき統治の一翼を担うことが求められ、その成果によって組織や個人が評価されていくこととなる」、「実務を通じて事実上の裁判官の独立が生まれるということは期待しにくい」⁽²⁴⁾。

そしてこうした中、陳金釗（山東大学教授）は「しばらく前まで我々は形式主義的法治理念を熱心に賞賛していたが、すぐに一部のエリートが慣れている実質主義的思惟に取って代わられた。彼らによれば、法治が本質的に道具なのであれば、それを目標とする必要はない。そのため、法治についてよりプラグマティックな方法をとる。人々が法治道具論の真の姿を見透かした後、法の地位はさらに落ち込み、政治的管理の道具へと徹底的に変わった」、「ここ数年、我々の法治理念にはより多くの政治的内容が付加された。裁判所の一部の改革措置・重点活動において、法治建設は第一位とされず、法の政治的機能がより強調され、一部の政治化されたスローガンが裁判

所系統に蔓延するようになった。法による裁判は重要ではなくなったようであり、それに代わり、各種の原則なき調停が来て、ひいては最も良く執行されていた刑事法も緩み始めた⁽²⁵⁾と説く。また、賈宇（西北政法大学教授）は1990年代以降のプロフェッショナル化を目指した司法改革について、「法のプロフェッショナル化を過度に強調し、一般大衆の民間知識を軽視し、司法と人民大衆のつながりを軽視し、国家司法と民衆のニーズの距離を広げ、ひいては両者の間に隔壁を設けた。司法の論理的整合性および形式的推論を過度に強調し、多くの実質的な不公正を招き、合法、合理と合情の間にわりあい大きなズレが生じている」⁽²⁶⁾と述べ、その反省を迫る。

このように、事態は一本道では進んでおらず、その行く末については、現時点ではなお予断を許さないということしかできない⁽²⁷⁾。

最後になるが、拙著の多くの問題・疑問のみならず、筆者の研究の歩を進めうる論点を提起していただいた高見澤氏に、改めてお礼を申し上げたい。

※本文中の（ ）および引用文中の〔 〕は筆者による補足である。[]、傍点およびルビは筆者による。[]は中国語を示し、原則として初出時のみ付した。訳語には拙著によった。

注

- (1) なお、拙著については通山昭治氏（アジア法研究4号（2010年）111～114頁）および但見亮氏（中国研究月報64巻6号（2010年）37～40頁）による書評もある。この場を借りて両氏にお礼を申し上げたい。
- (2) 「中国の特色ある社会主義法治国家において、司法の権威は国家の権威、党の権威である」（最高人民法院編写組『人民法院審判理念読本』（人民法院出版社、2011年）123頁）とされる。
- (3) 政権に対する批判としては、さしあたり裁判の根拠となった法律や、裁判官の指名・任命（憲法6条2項・79条1項・80条1項）に対する間接的なものを考えることができる。
- (4) なお拙著109頁注67)で、「社会治安に由々しき危害を及ぼす犯罪者の裁判を迅速に行う手続に関する決定」（裁判迅速化決定）および改正人民裁判所組織法13条（ともに1983年9月2日全国人大常委採択、同日公布・施行）に対する立法権限踰越を理由とする批判として、高一飛『刑事簡易程序研究』（中国方正出版社、2002年）58頁を引用した。だが、同書が明示的に批判するのは前者だけであった。この場を借りて謹んで訂正するとともに、後者に対する同様の批判として、羅書平「“搶下留人”与死刑核准權的回歸——对死刑復核程序的歷史回顧与法律思考」人民司法2002年10期46頁を補っておきたい。
- (5) 周道鸞「独立審判与司法公正」法律適用2002年10期5頁。なお、こうした主張は1950年代から存在していた（馮若泉「駁賈潜的“審判獨立”的反党謬論」政法研究1958年1期20頁が批判する賈潜の主張はその代表例である）。その後、反右派闘争（1957年）以降は批判的となったものの、改革・開放以降には再び主張されるようになった（例えば李捷雲「独立審判原則与党委指導」北京政法学院学報1980年3期52頁参照）。

また、[法律]は狭義では全国人大・同常委会が制定する法形式（現行憲法62条3号、67条2・3号）を、

広義では法令ないしは法を意味する。どの意味か判然としない場合もあるが、ここでは狭義で用いられていると読める。もっとも、この場合でも裁判官が法律の認める下位法令に拘束されることは当然の前提であると考えられる（例えば刑法3・90条参照）。

- (6) なお、その理論的根拠を「党の指導」と整合的に展開する注目すべき議論として、馬懐徳・鄧毅「司法独立与憲法修改」法学2003年12期31頁参照。
- (7) このほか財政も問題となる（詳しくは拙著5.4、特に310頁注207）参照が、本稿では割愛する。
- (8) 例えば中共中央「人民裁判所・人民檢察院の活動をさらに強化することに関する決定」（2006年5月3日。中共中央文献研究室編『十六大以来重要文献選編（下）』（中央文献出版社、2008年）436頁以下）七参照。
- (9) 党と国家の分離〔党政分離〕を目指した1980年代後半の政治改革においてもこれが温存されたのは、このためである（毛里和子『現代中国政治（第3版）——グローバル・パワーの肖像——』（名古屋大学出版会、2012年）197頁）参照。
- (10) 例えば王懐安（最高裁元副長官）「關於法院体制改革的初探」信春鷹・李林主編『依法治国与司法改革』（社会科学文献出版社、2008年再版。初版は中国法制出版社、1999年）314頁、周道鸞・前掲注（5）5頁参照。ただし、こうした制限論は一般に、いわゆる「地方保護主義」の防止・改善の文脈で論じられている。
- (11) 張千帆「從“党管幹部”到“党管立法”——走向執政模式的法治化」蔡定劍・王占陽主編『走向憲政』（法律出版社、2011年）211頁。なお、こうした立場は、古くは賈潜の主張に見られる（馮若泉・前掲注（5）20頁参照）。また、党が立法を管理するということは、党が裁判官の人事権を有する人大・同常委員会を指導することになる。この点について張は、「近年、省クラス党委員会書記は普遍的に人大常委主任を兼任するようになってきている。……〔これは〕執政党の執政の地位に対する承認であり、党内民主の制度化に役立つ。しかし、法治の角度から考えれば、この承認には条件がある。その条件とは、執政党が自己の役割を人大の指導に限定し、直接的な行政および司法の統制から退くことである。実際、現行憲法体制下において、人大を統制し、かつ人大に真に役割を果たさせれば、政府部門と裁判所を統制することになる。ただし、それと伝統的な執政モデルとの違いは、執政党がもはやこれらの部門を直接的に『指導』せず、憲法に定める選挙および監督手続によらなければこれらの部門を統制できない点にある。こうして執政党は自己の意思を法令〔法律〕に転化し、その後、自ら選出した行政部門および裁判所が独立して法執行および司法を行う。この意味で、党はなお幹部を『管理』しているが、それは直接的に党の組織システムを通じてではなく、各級人大を通じて間接的に法過程の運行に影響を与えているにすぎない」（同211～212頁）と論じる（なお、ここでの〔法律〕には一部の地方人大に制定権が認められている地方法規等（憲法100・116条等参照）も含まれるものと解される）。
- (12) 鈴木賢「中国における裁判の独立の実態と特徴的構造」社会体制と法8号（2007年）62頁も同旨と解される。なお、拙著は「現在の事象については、まず現在のシステムや理念から説明」（13頁）しようとしたものであり、こうした将来の可能性については論じていない。評者が引用する拙著9頁の記述も、現在裁判が独立できない（していない）決定的要因は何か、を対象にしたものであり、そこでの「党の指導」は、2.1で述べた様々なバリエーションが考えられる一般的・抽象的なそれではなく、現存する（ような）それを意味する（15頁注40）も同じ）。
- (13) 裁判官の「質」について、例えば周道鸞「人大監督与独立審判」蔡定劍主編『監督与司法公正——研究与案例報告』（法律出版社、2005年）417頁は「政治的資質、業務的資質および職業道徳的資質」を挙

げる。以下に検討する「質」は前2者に関係していると考え。なお、いわゆる「腐敗」などの「職業道徳的資質」の問題は割愛する。

- (14) なお、団藤重光『法学の基礎（第2版）』（有斐閣、2007年）159頁参照。
- (15) 尾崎一郎は「法が自律的システムとして存立しているということは、法専門職が自治的な集団として存立していること、司法が政治や宗教や科学から独立していること、三権が分立し裁判官の独立が保障されていること……を意味する」（同「（シンポジウム 現代中国の裁判における法的効果と社会的効果）コメント」新世代法政策学研究14号（2012年）132頁）と説く。
- (16) 拙稿「台湾における罪刑法定主義の理念と現実——その「感覚」をめぐる日本、そして中国との比較」北大法学論集62巻4号（2011年）296～297頁参照。
- (17) 鈴木賢「裁判規範としての国家法と民間社会規範の緊張関係——中国法の特徴的構造」鈴木敬夫先生古稀記念『北東アジアにおける法治の現状と課題』（成文堂、2008年）135頁参照。
- (18) 羅殿龍「論中、基層人民法院院長執行力的提高」法律適用2011年5期3頁。なお、同論文は裁判所長が政治家・管理者・法律家の三位一体でなければならないとする一方で、「政治的指導を裁判所業務の首位」としなければならないと説く。
- (19) なお、実際に「政治的エリートの出世街道の到達点または一通過点として裁判所の管理職ポスト、とりわけ所長・副所長ポストが用いられている」（拙著259頁）。
- (20) 鈴木賢はポーランドなどを念頭に置いた上で、「権威主義的政治体制のなかでも一定の法治主義なり、立憲主義の成熟が進むことは不可能ではない。つまり法に制御された権威主義体制への移行というシナリオである」（高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』（岩波書店、2010年）230頁（鈴木執筆））と論じる。これは権威主義的政治体制下において法治主義・立憲主義が成熟・確立するためには、最終的には当該政治体制に対するブレークスルーが不可欠であるとするものと解される。
- (21) なお、関連して拙稿「中国における刑事裁判の役割に関する一考察——権力にとって裁判とは何か？」・前掲注（17）書176頁参照。このほかにも、民事裁判についてであるが、拙稿「（ミニ・シンポジウム 現存（旧）社会主義国における「裁判統制制度」の改革についての比較検討）中国」比較法研究69号（2008年）179～180頁参照。
- (22) 高見澤ほか・前掲注（20）227頁以下（鈴木執筆）参照。
- (23) そうした法学教育のテキストの一例として、帳千帆『憲法学講義』（北京大学出版社、2011年）参照。
- (24) 高見澤磨「（シンポジウム 現代中国の裁判における法的効果と社会的効果）コメント」新世代法政策学研究14号（2012年）129、128頁。
- (25) 陳金釗「法治時代的法律位置——認真看待法律邏輯与正義修辭」法学2011年2期7、4頁。
- (26) 賈宇「社会管理創新与司法能働」法学雜誌2011年12期7頁。
- (27) 関連して、鈴木賢は「長期政権維持を至上命題とする共産党は、こうした司法を目の当たりにして、司法を通じた統治の正統性再生メカニズムの復興へとポイントを切り替えたのである。……独立した法律のプロによる法にもとづく形式合理的裁判という理想はこうしてはかなく消え去ろうとしている」（同「中国法の変容と共産党統治のゆくえ」東亜2012年1月号38頁）と指摘する。

※本稿は科研費（若手研究（B）、21730001）の成果の一部である。